

平成 28 年 第 7 回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

平成 28 年第 7 回農業委員会総会会議録

召集年月日	平成 28 年 7 月 19 日 (火)					
召集の場所	志布志市松山支所 2 階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	平成 28 年 7 月 19 日 午前 9 時 00 分				
	閉会	平成 28 年 7 月 19 日 午前 11 時 15 分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	橋口 美一	○	18	道山 幸治	○
	2	上野 紀男	○	19	長岡 耕二	○
	3	中村 正人	○	20	—	—
	4	山下 昭一	○	21	萩迫 修作	○
	5	立山 富士雄	○	22	南 眞太郎	○
	6	隈元 健二	○	23	原田 純一	○
	7	吉松 弘文	○	24	内村 さとみ	○
	8	前迫 重郎	○	25	小園 義行	○
	9	樽野 利秋	○	26	吉野 寅三	○
	10	谷口 泉	○	27	坪山 博志	○
	11	諏訪 光一	○	28	福重 彰史	○
	12	野口 昭浩	○	29	青山 浩二	○
	13	白坂 正治	○			
	14	福岡 裕幸	○			
	15	中之内 瑞穂	○			
	16	西江園 明	○			
	17	大迫 一郎	○			
会議録署名委員	席番 2 番	上野 紀男		席番 5 番	立山 富士雄	
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	福岡		次長兼農地係長	桑迫	
	主幹兼係長	新村		主任主査	永野	
	主任主査	深迫		主任主査	大野	
委員会日程名	別紙のとおり					

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 57 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 58 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第 59 号 農地転用事業計画変更申請の承認について</p> <p>議案第 60 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 61 号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第 62 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について</p> <p>議案第 63 号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第 64 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について</p> <p>議案第 65 号 非農地認定基準の改正について</p>
-----------------------	--

議長	山下	ただいまから、平成 28 年第 7 回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	山下	<p>それでは、日程第 1、会議録署名委員の指名をいたします。</p> <p>志布志市農業委員会、会議規則第 24 条の規定により、席番 2 番、上野委員と、席番 5 番、立山委員を指名いたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>次に日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。</p> <p>お諮りします。会期は本日 1 日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第 3、休会中の報告を行います。</p> <p>私の関係分について、報告いたします。</p> <p>6 月 24 日、マリnpレスかごしまにおいて、鹿児島県農業会議 第 90 回通常総会が、開催されました。</p> <p>平成 27 年度の事業計画、及び、収支決算の承認について審議され、原案どおり可決されました。</p> <p>6 月 28 日に、全国農業新聞の巡回活動として、県農業会議事務局長と、職員 1 名が訪問されました。</p> <p>購読者の部数が、増えるよう、取り組みへのお願いが、なされたところでございます。</p> <p>6 月 29 日に、志布志市農業公社評議員会が、蓬の郷で開催されました。</p> <p>7 月 1 日に、松山町農業者年金受給者会の総会に出席しました。松山町は、受給者会員、159 人中、53 人の参加でした。</p> <p>7 月 5 日に、新規就農者励ましの会が、曾於地域土地改良会館で開催されました。</p> <p>同じく、7 月 15 日に、農業公社研修生終了式・受入式と、志布志市林業振興対策協議会が市役所本庁で開催されました。</p> <p>今回は、終了生が、2 家族 4 人、受入れ生が 4 人で、今後の活躍が期待されるところであります。</p> <p>次に、日程第 4、議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

	<p>今回は、20 件の申請でございます。</p> <p>まず、5 ページ、番号 72 番を審議いたします。</p> <p>番号 72 番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります ○○さんの出席を要請してございます。</p> <p>○○さんの、入室を許可いたします。</p> <p>(○○氏 入室)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>それでは、番号 72 番を審議いたします。</p> <p>事務局で説明をお願いいたします。</p>
<p>主任主査 大野</p>	<p>はい議長、それでは議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 72 番について説明申しあげます。</p> <p>議案書は、5 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は曾於郡大崎町神領にお住まいの○○さん 77 歳で、譲受人は曾於郡大崎町菱田にお住まいの○○さん 60 歳です。</p> <p>申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 1 筆で 1,235 平方メートルと田が 1 筆で 918 平方メートルです。</p> <p>○○さんは、確認したところ認定農業者ではありませんでしたので、本日も出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、県道宮ヶ原大崎線を普現堂公民館から大崎町方向に 500m ほど進んだところにあります。</p> <p>○○さんの農業経営につきましては、総会資料 3 ページのとおりでございます。</p> <p>申請事由は譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上で、番号 72 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願います。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、それでは、番号 72 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>委員 隈元</p>	<p>○○さん、おはようございます。暑い中、ご苦労様です。</p> <p>自宅から、田と畑まで、だいたいどのくらいかかりますか。○○さんと○○さんは親戚になるのですか。</p>
<p>譲受人 ○○</p>	<p>農地まで農耕車で約 10 分です。○○さんと○○さんは、従兄弟になりま</p>

		す。
委員	隈元	はい。わかりました。
議長	山下	ほかにありませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようで ございますので、ここで、〇〇さんには、退席をお願いいたします。
		お忙しいところ、ありがとうございました。
		(〇〇氏 退席)
議長	山下	それでは、番号 72 番について、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 73 番を審議いたします。
		事務局で説明をお願いいたします。
主任主査	大野	はい議長、それでは議案第 57 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 73 番について説明申しあげます。
		議案書は、5 ページです。
		まず、譲渡人は曾於郡大崎町持留にお住まいの〇〇さん 66 歳で、譲受人は鹿屋市輝北町市成にお住まいの〇〇さん 70 歳です。
		申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 3 筆で 3,457 平方メートルです。
		〇〇さんと〇〇さんの親族間による贈与、受贈であるため、本日はお呼びしておりません。
		今回の申請地の場所でございますが、野方の大崎第一中学校から北西に約 1.6 km 進んだところ 3 筆あります。有明町野神の飛地になります。
		〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページののとおりでございますが、農業機械はトラクター 3 台、稲刈り機 1 台、タイヤショベル 1 台、乳牛 95 頭を所有されているとの事であります。
		通作距離は自宅から約 30km、車で 40 分との事です。
		申請事由は譲渡人につきましては贈与、譲受人につきましては受贈でございます。
		以上のように、全部効率利用要件、下限面積、地域調和要件等、農地法

		<p>第3条第2項各号には該当しないと考えられ許可基準のすべてを満たしていると考えます。また、周囲の状況からも支障はないと思われま</p> <p>以上で、番号73番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	<p>はい、それでは、番号73番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号74番を審議いたします。</p> <p>限元委員説明をお願いいたします。</p>
委員	限元	<p>会長より依頼のありました、議案第57号、番号74番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県北諸県郡三股町五本松〇〇番地13にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町尾野見〇〇番地宮下自治会にお住まいの〇〇さんです。親戚関係にあたります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、塗木、大隅線を宮下方向に行きますと宮下橋がありますが、そこから50メートルほど行ったところの川向の田です。</p> <p>本人宅から車で2分のところにあり、夫婦で作業されておられます。</p> <p>〇〇さんは、兼業農家で水稻野菜を栽培しており、申請地には水稻が作付けしてありました。</p> <p>農機具は、所有しておりませんが、農業公社や近隣農家に作業委託しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われま</p> <p>ご審議方よろしくお願</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場 議長	委員 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、6 ページ、番号 75 番を審議いたします。</p> <p>白坂委員説明をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>会長より依頼のありました、議案第 57 号、番号 75 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、松山支所より、泰野方向に行きますと大迫建設の事務所がありますが、その手前 300 メートルの所を南へ約 200 メートル行ったところの左側になります。</p> <p>本人宅から車で 15 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、米などを作っておられ、この申請地には畜産農家と契約して、飼料をつくるということでした。</p> <p>農機具は、トラクター、耕運機、トラックを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議、よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(なし)</p> <p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 山下	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 76 番を審議いたします。</p> <p>同じく、白坂委員説明をお願いいたします。</p>
委員	白坂	<p>はい。会長より依頼のありました、議案第 57 号、番号 76 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇番 6 号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市松山町泰野〇〇番地にお住まいの〇〇さ</p>

		<p>んです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、国道志布志申間線に志布志の寿司虎がありますが、その前を15メートル過ぎて、南へ約300メートル行ったところの左側になります。</p> <p>本人宅から車で25分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、自営業兼農業をしていて、甘藷を主に栽培しており、申請地には甘藷を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、動力噴霧器、トラクター、つる切機、いも掘機、計トラックなどを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございませぬので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めませぬ。</p> <p>次に、番号77番を審議いたします。</p> <p>大迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	大迫	<p>会長より依頼のありませぬ、番号77番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市松山町新橋〇〇番地5にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>譲受人は、志布志市松山町新橋〇〇番地20にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、豊留集落公民館から西へ400メートルぐらい行き、そこを南へ600メートルぐらい行った右手になります。</p> <p>本人宅から5分のところではございませぬ。</p> <p>〇〇さんは、認定農家であり、作業は父母3人で水稻と茶を栽培されていませぬ。申請地には茶を植えるとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター1台、茶摘機3台をを保有していませぬ。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条</p>

		<p>の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>報告、終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、7ページ、番号78番を審議いたします。</p> <p>吉松委員説明をお願いいたします。</p>
委員	吉松	<p>会長より依頼のありました、議案第57号、番号78番について、報告をいたします。</p> <p>譲渡人は、大阪府松原市岡〇〇丁目〇〇番47号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地1尚志館高校近くにお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、県道112号今別府串間線を串間市に向かい、柳井谷集落入口付近に長岡牧場があります。橋を渡って、すぐ右側へ道路がありまして、一番奥に近いところがありました。ここは、中山間事業で整備する計画が進められておりまして、この計画が実施されると、整備された農地になるものと思われます。</p> <p>〇〇さんは、宮崎県串間市と県境いであります柳井谷集落で、水稻や飼料作物など、所有地、借地を含めて、約10haになりますが、農地を安楽一丁田と有明町野井倉にほぼまとめたため、作業効率を考慮して、尚志館高校のすぐ近くに死んでいる状況でございます。</p> <p>予定作物でございますが、〇〇さんは、親牛50頭、子牛38頭と、畜産を中心とした農業経営で飼料作物と水稻が経営の柱となっております。</p> <p>申請地は。山奥にありまして、用水、イノシシの被害等を考慮して、飼料を作付けする予定とのことでした。</p> <p>柳井谷の実家からは、5分程度で着きますが、大型トラクターを始め、農業機械を揃えておられます。従業員を1名雇用されておられます。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひしませう。報告を終わりませう。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございましませう。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようございましませうので、お諮りしませう。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号79番を審議いたしませう。</p> <p>同じく、吉松委員説明をお願ひいたしませう。</p>
委員	吉松	<p>引き続き、番号79番について、報告をいたしませう。</p> <p>譲渡人は、鹿屋市輝北町上百引〇〇番地17にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地1、桜山クリニック近くにお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておる通りです。場所は、国道220号線大崎町菱田橋近くに齒科医院がありますがここから菱田川の近くを上流に1キロほど行きますとかごしまうなぎの施設がありませう、これに隣接してある水田ございましませう。</p> <p>本人宅から10分程度のところにおありませう、譲渡人からの強い要望とのことございましませう。</p> <p>〇〇さんは、水稻46a、飼料作物20a、芝15aほどの耕作面積ですが、奥さんの実家でもありませう有明町野神におありませう実家の方の飼料作物等も栽培をするということでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひしませう。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございましませう。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようございましませうので、お諮りしませう。これを認めること</p>

		<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会場	委員	
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号 80 番を審議いたします。</p> <p>長岡委員説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>会長より依頼がありました、議案第 57 号、番号 80 番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地 4 にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりでございますが、申請地の場所は、市道横峰より横下へいく志布志町中原の土地であります。ここは、以前太陽光の議案に出た場所ではありますが、その隣であります。</p> <p>分筆された場所であります。</p> <p>本人宅から 3.5 キロのところにあります。この場所は、〇〇さんの農場の隣であります。</p> <p>〇〇さんは、認定農家であり、ここには、飼料を作付けしたいということでもあります。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、8 ページ、番号 81 番を審議いたします。</p> <p>同じく、長岡委員説明をお願いいたします。</p>
委員	長岡	<p>続きまして、議案第 57 号、番号 81 番を報告させていただきます。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町内之倉〇〇にお住まいの株式会社池添農場</p>

		<p>代表取締役〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんであります。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市道を旧出水中学校跡地から上出水公民館より片野の方へ 300 メートルほど行きまして、〇〇さんの自宅の上にあたる場所であります。</p> <p>本人宅から 30 メートル程のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、シキミ等を栽培されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 82 番を審議いたします。</p> <p>小園委員説明をお願いいたします。</p>
委員	小園	<p>会長より依頼のありました、議案第 57 号、番号 82 番について報告を申し上げます。</p> <p>譲渡人は、千葉県市川市柏井町〇〇丁目〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。この場所ですが、志布志町の山宮神社から町原にあります中央クリニックの方に進みまして、そこを過ぎて、右に 400 メートル程進み、さらに、右に 200 メートル程進んだ左手の場所でございます。現在、少し、背高泡立草が生えている状況のところでございます。</p> <p>本人宅から約 10 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、ハウス園芸で菊を栽培、そして、水稻を作付けされてお願ひまして、申請地には新しくオリーブを作付けする予定</p>

		<p>とのことであります。</p> <p>農機具は、トラクター、菊関係の管理用機会を保有されておまして、以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまますので、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号83番を審議いたします。</p> <p>番号83番と、9ページ、番号84番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>中之内委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>会長より依頼のありました、番号83番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市千年〇〇丁目〇〇番1号にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、市役所本庁より北へ約1.5キロ、有明町土橋公民館から南へ約100メートルのところでございます。</p> <p>本人宅から5分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、お茶農家でございますが、申請地には、大麦若葉を作付けする予定とのことでございます。</p> <p>また、農機具は、トラクター1台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>続きまして、番号84番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんでござ</p>

		<p>います。譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さん でございます。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、先ほど の番号 83 番の土地の 1 枚はさんで、隣にあります。</p> <p>ここも同じく、大麦若葉を作付けするとのことでございます。</p> <p>ご本人は、22歳とまだ若いわけですが、新規就農者として、規模拡大 をしたいということで、よろしく願いいたします。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条 の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>ご審議方よろしく願いいたします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。まず、番号 83 番を審議いたします。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 84 番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ござ いませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めまます。</p> <p>次に、番号 85 番を審議いたします。</p> <p>青山委員説明をお願いいたします。</p>
委員	青山	<p>会長より依頼のありました、番号 85 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲 受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地 13〇〇住宅〇棟にお住まいの〇〇 さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、伊崎田 保育園から川路自治会方面へ 900 メートル行ったところを丸岡自治会方向</p>

		<p>へ左に曲がり、そこから 200 メートル行ったところがございます。</p> <p>本人宅からは、10 分のところに現地はあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農業者であり、生産牛を 110 頭飼育されており、また飼料作物を主に作付けされております。申請地にも飼料を作付けする予定でございます。</p> <p>農機具は、トラクター 5 台、田植機、コンバインを保有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませぬか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませぬか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、86 番を審議いたします。86 番は 9 ページから 10 ページまでとなっております。</p> <p>萩迫委員説明をお願いいたします。</p>
委員	萩迫	<p>会長より依頼のありました、番号 86 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、そおかい道を伊崎田の字尾の交差点から大崎方向へ 3 キロほど行きますと伊崎田鍋自治会の点滅信号機がございます。そこを、東へ約 200 メートル行き、西へ 2 キロ程行ったところにあります。</p> <p>本人宅から車で、約 5 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農家でもあり、普通水稻 1.2ha を栽培し、生産牛を 6 頭飼育されております。申請地には、普通水稻を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター 2 台、自走式田植機、コンバインなどを保有してあります。</p>

		<p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、11 ページ、番号 87 番を審議いたします。</p> <p>同じく、萩迫委員説明をお願ひいたします。</p> <p>(萩迫委員 説明)</p> <p>会長より依頼のありました、議案第 57 号、番号 87 番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、宮崎県都城市鷹尾〇〇丁目〇〇街区 4 号にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町伊崎田〇〇番地 10 にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、先ほど、番号 86 で説明しました伊崎田鍋自治会のところの点滅信号機を東へ約 1 キロ行き、北へ 500 メートル行ったところにお願ひします。</p> <p>本人宅から車で約 1 分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは、お茶の認定農家でありまして、申請地にもお茶を作付けする予定とのことでした。</p> <p>また、お茶の機械もひとつお願ひ揃っており、それにトラクター 1 台、管理機 3 台を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)

議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 88 番を審議いたします。 野口委員説明をお願いいたします。
委員	野口	会長より依頼のありました、番号 88 番を報告いたします。 譲渡人は、曾於郡大崎町永吉〇〇番地 5 にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇〇団地 A-〇〇にお住まいの〇〇さんです。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、有明中学校から通山方向へ約 1.5 キロ進んだ右側にあります。 本人宅からは、車で 1 分のところにあります。 〇〇さんは、吉川農産に勤めておりまして、農機具は所有していませんが、農機具は借用して、飼料、水稻を作付けするとのことでした。 以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、3 条の適格者と思われまます。また周囲の状況からも支障はないと思われまます。 ご審議方よろしくお願ひします。
議長	山下	はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 89 番を審議いたします。 原田委員説明をお願いいたします。
委員	原田	会長より依頼のありました、議案第 57 号、番号 89 番を報告いたします。 譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志市有明町原田〇〇番地 8 にお住まいの〇〇さんでございます。 申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、宇都中学校より南へ 500 メートル下った左側の田で、現在は田に水が張ってあり

		<p>ました。</p> <p>本人宅からは、徒歩で5分ぐらいのところにございます。</p> <p>〇〇さんは、1人でいちごを栽培されており、申請地にはそばを作付けする予定とのことでした。</p> <p>また、農機具等は、トラクター、タイヤショベル、自走式田植機、コンバイン等を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、12ページ、番号90番を審議いたします。</p> <p>番号90番と番号91番は、関連がございますので、一緒に説明を受けたいと思ひますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>立山委員の説明をお願いいたします。</p>
委員	立山	<p>会長より依頼のありました、番号90、番号91番を報告いたします。</p> <p>まず90番です。譲渡人は、志布志市有明町野神〇〇番地1にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されておるとおりで、申請地の場所は、国道269号線の芝用交差点から県道を東へ300メートル進み、右手の県道沿いにあります。</p> <p>本人宅からは、約1キロのところにあります。</p> <p>〇〇さんは、認定農家ではありませんが、現在、肉用牛繁殖を20頭、申</p>

		<p>請地は、現在も借地されて牧草を作付けしておられますが、申請地には牧草を作付けするとのことでした。</p> <p>農機具は、トラクター3台、タイヤショベル1台、牧草収穫機、田植機等を保有されています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。</p> <p>次に91番を報告いたします。</p> <p>譲渡人は、曾於郡大崎町菱田〇〇番地9にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地2にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載されているとおりです。申請地の場所は、宇都中学校前の県道を300メートル東に行き、その交差点を右に約300メートルはいったところにあります。</p> <p>本人宅からは約6キロのところにあります。今後も水稻を作付けするということです。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦勞さまでございました。まず、番号90番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号91番を審議いたします。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

	<p>よって日程第4、議案第57号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第5、議案第58号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についてを、議題といたします。</p> <p>14ページ、番号14番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第58号、番号14番についてご報告いたします。別紙資料は6頁～8頁になります。</p> <p>調査日は7月6日、調査委員は西江園委員、道山委員と私と事務局より2名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市松山町新橋〇〇番地2の新橋地区活性化委員会委員長〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人です。</p> <p>申請地は議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、やっちくふるさと村から都城方面へ1.2キロ行ったところです。</p> <p>用途区分変更の目的は農産物直売所事業を行なうものです。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は山林です。貸人との契約は10年契約で、建物構造は農地復元できるようにするとのことでした。</p> <p>申請地は農用地区域内農地であり、農用地利用計画で指定された用途に供する場合は転用の許可も可能です。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
委員 隈元	
議長 山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	(なし)
議長 山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。用途区分の変更を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場 委員	(異議なし)
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、番号15番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、中之内委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	中之内	<p>それでは、議案第 58 号、番号 15 番についてご報告いたします。別紙資料は 9 頁～11 頁になります。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は野口委員、萩迫委員と私と事務局より 2 名が同席されました。</p> <p>申請人は、志布志市志布志町志布志〇〇丁目〇〇番 5 号の株式会社南九州不動産代表取締役〇〇さんです。</p> <p>申請地は議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志市本庁より南へ約 200 メートルの県道 523 号線沿いにございます。</p> <p>変更後の用途は、建売住宅でございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は宅地です。生活排水につきましては、集落排水へ、雨水は側溝に流すとのことでした。</p> <p>申請地は市役所から 300 メートル以内のため、第 3 種農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひします</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまで ございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 5、議案第 58 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を 認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p> <p>次に、日程第 6、議案第 59 号、農地転用事業計画変更申請についてを議題といたします。</p> <p>16 ページ、番号 3 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された野口委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	野口	<p>それでは、議案第 59 号、番号 3 番についてご報告いたします。別紙資料</p>

は 12 頁～14 頁になります。

調査日は 7 月 6 日、調査委員は中之内委員、萩迫委員と私です。

当初計画者は、東京都中央区八重洲〇〇丁目〇〇番 2 号の株式会社スマートエナジー代表取締役〇〇さんです。

事業継承者は、東京都中央区八重洲〇〇丁目〇〇番 2 号の大崎町ソーラー合同会社代表社員一般社団法人太陽光促進協会職務執行者 〇〇さんです。申請地は議案書に記載のとおりです。

場所は、国道 269 号線の有明町の芝用交差点から野方方向へ約 3 キロ進んだところを右折し、さらに 100 メートル進んだ右側になります。

今回の事業計画変更は、当初スマートエナジーにより計画承認されたところですが、その後、事業の関係から、今回、継承者に引き継ぐということでした。

周囲の状況は、北側は山林、東側は畑、南側は畑、西側は山林です。排水につきましては、2 個の調整池を設置するということです。

申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりもなく、土地改良事業もはっていないため、第 2 種のその他の農地に該当します。

以上のことにより、調査員協議の結果、事業計画変更しても問題ないとの意見の一致をみました。

ご審議方、よろしくお願ひします

議長 山下

はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。

会場 委員

(なし)

議長 山下

ご意見もないようでございますので、お諮りします。事業計画変更を認めることにご異議ございませんか。

会場 委員

(異議なし)

議長 山下

異議なしと認めます。

よって、日程第 6、議案第 59 号、農地転用事業計画変更申請については、変更を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。

次に、日程第 7、議案第 60 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

最初に、18 ページ、番号 48 番を審議いたします。

番号 48 番は、先ほどの、議案第 58 号、農業振興地域整備計画変更協議

		に係る意見についての、番号 14 番で審議いたしましたところの、5 条申請 でございます。
		これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。 次に、番号 49 番を審議いたします。 現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。 議案第 60 号、番号 49 番についてご報告いたします。 調査日は 7 月 6 日、調査委員は道山委員、西江園委員と私です。 譲渡人は、志布志市松山町泰野〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんです。 譲受人は、福岡市中央区舞鶴〇〇丁目〇〇番 3 号の日本エネルギー開発株 式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。 別紙説明資料は 15 頁から 17 頁になります。 申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。 場所は、県道柿木志布志線を泰野方向に行きますとイケダがありますが、 そこから市道川西 1 号線にはいり、300 メートル程行ったところから北へ 100 メートル行ったところでは、 転用目的は、太陽光発電施設です。 周囲の状況は、北側は畑、東側は宅地、南側は畑、西側は公衆用道路で す。排水につきましては、溜め枡を掘り、側溝に流すということでした。 申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、土地改良事業もはいつて いないため第 2 種農地のその他の農地に該当します。 以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意 見の一致をみました。 ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ いませぬか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること

会場 議長	委員 山下	<p>にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p>
委員	道山	<p>次に、番号 50 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第 60 号、番号 50 番についてご報告いたします。</p>
		<p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は隈元委員、西江園委員と私、それから事務局から 2 人出席のもと調査いたしました。</p>
		<p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。</p>
		<p>譲受人は、大阪府吹田市江坂町〇〇丁目〇〇番 1 4 号の株式会社</p>
		<p>バローズ代表取締役〇〇さんです。立会人は、株式会社バローズの担当者</p>
		<p>でした。</p>
		<p>別紙説明資料は 18 頁から 20 頁になります。</p>
		<p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p>
		<p>場所は、県道 65 号志布志南之郷線の全農サイロの南九州事業所になって</p>
		<p>おりますところの前を南へ 700 メートルのところに位置しております。</p>
		<p>転用目的は太陽光発電施設でございます。</p>
		<p>周囲の状況は、北側は山林、東側は山林、南側は畑、西側は山林です。</p>
		<p>排水につきましては、貯留施設を設置して排水させるとのことでした。</p>
		<p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区</p>
		<p>域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当しま</p>
		<p>す。</p>
		<p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意</p>
		<p>見の一致をみました。</p>
		<p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
	議長	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ござ</p>
	議長	<p>いませんか。</p>
	会場	<p>委員</p>
	議長	<p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること</p>
	会場	<p>にご異議ございませんか。</p>
	議長	<p>委員</p>
	議長	<p>(異議なし)</p>
	議長	<p>異議なしと認めます。</p>

委員	道山	<p>次に、19 ページ、番号 51 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 60 号、番号 51 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は隈元委員、西江園委員と私、事務局から 2 人でございました。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地 2 にお住まいの〇〇さんでございます。譲受人につきましては、宮崎県串間市大字崎田〇〇番地にお住まいの〇〇さんでございます。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 21 頁から 23 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、国道 220 号線を天神の坂を登りきったところにあります寿司虎の前を 50 メートル程過ぎて、右折し、そこから 50 メートルのところにあります。</p> <p>転用目的は一般住宅です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は畑、南側は畑、西側は畑です。排水につきましては、合併浄化槽を設置し道路側溝に流すとのことでした。</p> <p>それから、面積が 952 m²となっていますが、この土地は崖地でございます。建築基準法で 7 メートル後退するためにこのような面積になっているところがございます。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>

委員	西江園	<p>次に、番号 52 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された西江園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第 60 号、番号 52 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日で、調査委員は隈元委員、道山委員と私、事務局 2 名でございました。</p> <p>別紙説明資料は 24 頁から 26 頁になります。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町志布志〇〇番地の町原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 16〇〇住宅〇号棟〇〇号にお住まいの〇〇さんと〇〇さんご夫婦です。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、志布志町のホームマンから東側へ約 200 メートル行ったところになります。</p> <p>転用目的は一般の住宅用地です。</p> <p>周囲の状況は、北側は宅地、東側は公衆用道路、南側は宅地、西側は畑です。排水につきましては、市道側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね 500m 以内にあるため、第 2 種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(なし)</p>
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(異議なし)</p>
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p>
委員	西江園	<p>次に、番号 53 番を審議いたします。</p> <p>同じく、現地を調査された西江園委員の報告をお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号 53 番について報告いたします。</p>

	<p>調査日は7月6日、調査委員は隈元委員、道山委員と私、事務局2名でした。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇〇さんと志布志市志布志町安楽〇〇番地2の〇〇さん共有の名義です。請人は山田水産株式会社代表取締役〇〇さんです。立会人は、山田水産の常務の〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は27頁から29頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、先ほど申しましたホームマンの南側の市道に隣接した広い畑です。</p> <p>転用目的は食品化工場、レストラン、店舗を新しく造られるということでございます。</p> <p>周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は公衆用道路、南側も公衆用道路、西側は宅地です。排水につきましては、今、開発行為の申請中でもありましてその中でも指示があるものと思われます。</p> <p>申請地は10ヘクタール以上の広がりもなく、都市計画用途地域内の区域から概ね500m以内にあるため、第2種農地の市街地近接農地に該当します。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみたところではあります。</p> <p>ご審議方、よろしく申し上げます。終わります。</p>	
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	小園	ちょっと事務局教えてください。今、西江園さんの方から開発行為の申請をされている件、これ17,000㎡ですよ。国、県と、今は法改正になっていますが、県の許可でいいですかね。3,000㎡を超える許可ですが。
主任主査	永野	10,000㎡以上で、用途地域外ということで、県許可になります。期間は半年ぐらいかかると思います。
議長	山下	ほかにありませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、20 ページ、番号 54 番を審議いたします。
		現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。
委員	隈元	議案第 60 号、番号 54 番についてご報告いたします。
		調査日は7月6日、調査委員は西江園委員、道山委員と私です。
		譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地乙にお住まいの〇〇さんです。
		譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地乙にお住まいの特定非営利活動法人すんくじら会理事長〇〇さんです。親子にあります。立会人は、〇〇さんでした。
		別紙説明資料は30頁から32頁になります。
		申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。
		場所は、ホームマンから西へ500メートル行ったところです。
		転用目的は、障害者生活介助施設を建設するものです。志布志市にこのような施設がないため、デイサービスで20名ほど受け入れるということでした。
		周囲の状況は、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は畑、西側も畑です。排水につきましては、市道側溝を利用するとのことでした。
		申請地は10ヘクタール以上の広がりがあり、第1種農地に該当します。第1種農地の転用は原則不許可ですが、転用目的が障害者生活介助施設であり、目的達成上、市街地以外に設置する必要があるものに該当するため、その要件を満たしていると思われまます。
		以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。
		ご審議方、よろしく申し上げます。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 55 番を審議いたします。

<p>委員 隈元</p>	<p>現地を調査された隈元委員の報告をお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号 55 番についてご報告いたします。</p> <p>調査日、調査委員は先ほどの 54 番と同じです。</p> <p>譲渡人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地にお住まいの〇〇さん、譲受人は、志布志市志布志町安楽〇〇番地 1 にお住まいの株式会社小倉ホーム代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さんでした。</p> <p>別紙説明資料は 33 頁から 35 頁になります。</p> <p>申請地の所在、地目、面積等はそれぞれ議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所は、ホームマンから西へ 300 メートル程はいいり、南へ 100 メートル程行ったところですよ。</p> <p>転用目的は建売住宅 8 棟を新築するものですよ。</p> <p>周囲の状況は、北側は畑、東側は公衆用道路、南側は公衆用道路、西側は宅地ですよ。排水は、側溝を利用するとのことでした。</p> <p>申請地は 10 ヘクタール以上の広がりがあり、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用を許可できる場合の集落接続の要件を満たしていると思われまよ。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみまよ。</p> <p>ご審議方、よろしくお願ひまよ。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございまよ。これにつきましてなにかご意見ございまよ。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございまよので、お諮りまよ。転用を認めることにご異議ございまよ。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めまよ。</p> <p>次に、番号 56 番を審議いたしまよ。</p> <p>番号 56 番は、先ほどの、議案第 58 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見についての、番号 15 番で審議いたしまよしたところの、5 条申請でございまよ。</p> <p>これにつきましてなにかご意見ございまよ。</p>

会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、21 ページ、番号 57 番を審議いたします。 番号 57 番は、先ほどの、議案第 58 号、農業振興地域整備計画変更協議 に係る意見についての、番号 15 番で審議いたしましたところの、5 条申請 でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 58 番を審議いたします。 番号 58 番は、平成 28 年 5 月総会の、議案第 40 号、農業振興地域整備計 画変更協議に係る意見についての、番号 13 番で審議いたしましたところ の、5 条申請でございます。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること にご異議ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(異議なし) 異議なしと認めます。 次に、番号 59 番を審議いたします。 番号 59 番は、先ほどの、議案第 59 号、農地転用事業計画変更協議に係 る意見についての、番号 3 番で審議いたしましたところの、5 条申請でご ざいます。 これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 議長	委員 山下	(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めること

<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>にご異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第7、議案第60号、農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。 次に、日程第8、議案第61号、非農地証明願の承認についてを議題といたします。</p>
<p>委員 道山</p>	<p>まず、23ページ、番号10番を審議いたします。 現地を調査された、道山委員説明をお願いいたします。 それでは、議案第61号、番号10番について報告いたします。 調査日は7月6日、調査委員は隈元委員、西江園委員と私と、事務局から2人でした。 願出人は、宮崎県日南市中平野〇〇丁目〇〇番24号にお住まいの〇〇さんでございます。 立会人は〇〇さんでした。 申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。 別紙資料は36ページから38ページです。 場所は、国道220号線の夏井新橋の手前を夏井漁港の方にはいりまして10メートルくらい進んだ右側になります。 周囲の状況ですが、北側は公衆用道路、東側は畑、南側は山林、西側は畑です。 ここは、土地の形状が細長く急傾斜地のため耕作できず、35年経過して農地復元不可能な状況になっておりました。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いいたします。以上報告を終わります。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 山下</p>	<p>(なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>

議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 11 番を審議いたします。
		現地を調査された、萩迫委員説明をお願いいたします。
委員	萩迫	議案第 61 号、番号 11 番について報告いたします。
		調査日は 7 月 6 日、調査委員は野口委員、中之内委員と私と、事務局から 2 人でした。
		願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 3 にお住まいの〇〇さんです。
		立会人は〇〇さん本人でした。
		申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。
		別紙資料は 39 ページから 41 ページです。
		場所は、そうかい道の有明大橋から大崎方向へ約 700 メートル行き、そこから北へ 1 キロ行って、そこから東へ 600 メートル行ったところにあります。
		周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側は田、南側は河川、西側は水路です。
		ここは、20 年以上前までは耕作されていましたが、道路がなく、機械もはいらないため、山林化しておりました。復元不可能な状況です。
		以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いいたします。以上報告を終わります。
議長	山下	はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、番号 12 番を審議いたします。
		同じく、現地を調査された、萩迫委員説明をお願いいたします。
委員	萩迫	議案第 61 号、番号 12 番について報告いたします。
		調査日、調査委員は先ほどと同じでございます。

		<p>願出人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。</p> <p>別紙資料は 42 ページから 44 ページです。</p> <p>場所は、先ほどの番号 11 で説明しましたところのすぐ下になります。</p> <p>ここも同じく、道路がなく、機械もはいらないため、20 年以上放置され、山林化しており、復元不可能な状態となっていました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしく願いいたします。以上報告を終わります。</p>
議長	山下	<p>はい、ご苦労さまでございました。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、24 ページ、番号 13 番を審議いたします。</p> <p>現地を調査された、中之内委員説明をお願いいたします。</p>
委員	中之内	<p>議案第 61 号、番号 13 番について報告いたします。</p> <p>調査日は 7 月 6 日、調査委員は野口委員、萩迫委員と私でございます。</p> <p>願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地 1 にお住まいの〇〇さんでございます。</p> <p>立会人は〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目等はそれぞれ議案書のとおりです。</p> <p>別紙資料は 45 ページから 47 ページです。</p> <p>場所は、宇都中学校から南へ約 300 メートルのところがございます。</p> <p>周囲の状況ですが、北側は雑種地、東側は雑種地、南側は宅地、西側は公衆用道路です。</p> <p>ここは、農振区域外で、土地改良事業もなく、50 年以上耕作されていないため、山林化しておりました。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照ら</p>

<p>議長 山下</p>	<p>して、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。 ご審議方よろしくお願いたします。以上報告を終わります。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>異議なしと認めます。 よって日程第8、議案第61号非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたしました。 次に、日程第9、議案第62号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>主任主査 深迫</p>	<p>はい、議長。 それでは、議案第62号 非農地証明願に伴う、調査委員の指名について、ご説明申し上げます。議案書は、26ページでございます。 非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。 はじめに、番号13の願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地 〇〇さんです。 土地は、志布志町帖字別府上8976番2 畑826平方メートルでございます。 申請地は、志布志昭和自動車学校前より、市道外牧線を、北へ約3km進んだ所でございます。現在、山林化しております。 続いて、番号14の願出人は、鹿屋市寿〇〇丁目〇〇番36号 〇〇さんです。 土地は 志布志町内之倉字宮前2644番1 田1,381平方メートルでございます。 申請地は、出水中学校跡より、市道 森山・出水線を約3km進んだ所でございます。現在、山林化しております。 続いて、番号15の願出人は、志布志市志布志町田之浦〇〇番地 〇〇さんです。</p>

	<p>土地は 志布志町田之浦字宮地原371番22 畑977平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、大越公民館より、市道大越線を西へ400m進んだ所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>続いて、番号16の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地2 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字捨り2069番1 畑468平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道志布志・有明線を市役所方向へ1 km進んだ所より、市道を北へ100m進んだ所でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>最後に、番号17の願出人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地2 〇〇さんです。</p> <p>土地は、有明町蓬原字出水3592番1 田620平方メートルでございます。</p> <p>申請地は、県道宮ヶ原・大崎線を、志布志市農業公社より、北へ500m進んだ所より、市道を南へ200m下った所でございます。現在、山林化しております。</p> <p>現地調査は、3名で行うこととなっておりますので、番号13から15を、中村委員、前迫委員、福岡委員、番号16と17を、樽野委員、諏訪委員、原田委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p>	
議長	山下	ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		よって日程第9、議案第62号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第10、議案第63号、農用地利用集積計画決定についてを、議題といたします。
		最初に、所有権の移転について事務局で説明いたします。
事務局次長	桑迫	はい議長。

	<p>それでは、議案第63号の農用地利用集積計画決定の所有権の移転分についてご説明いたします。</p> <p>議案書は、28ページから29ページとなっております。</p> <p>最初に28ページの総括表についてご説明致します。</p> <p>公告日は平成28年7月29日で、田が3,631㎡です。所有権を移転する者2人、所有権の移転を受ける者2人で、売買によるものです。</p> <p>次に、29ページの所有権移転の計画について、ご説明いたします。</p> <p>番号21の所有権を移転する者は、曾於市大隅町月野の〇〇さんです。移転を受ける者は、松山町新橋の〇〇さんで、稲作等の規模拡大を図るといことです。</p> <p>設定面積は、1筆で610㎡の田で、土地代金は10万円です。移転時期等につきましては、平成28年8月5日を予定しております。</p> <p>番号22の所有権を移転する者は、有明町蓬原の〇〇さんです。移転を受ける者は、有明町蓬原の〇〇さんで、和牛生産による飼料作等の規模拡大を図るといことです。</p> <p>設定面積は、1筆で3,021㎡の田で、土地代金は100万円です。移転時期等につきましては、平成28年8月5日を予定しております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。</p>	
議長	山下	ただいま説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	異議なしと認めます。
		次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定、利用権の転貸について事務局で説明いたします。
主幹兼係長	新村	議案第63号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。
		議案書は、30頁から71頁となっております。
		まずは、議案書30頁の利用権設定の総括表を説明いたします。
		公告日は平成28年7月29日で、始期は平成28年8月1日となります。な

		<p>お、中間管理機構が関与する分は9月1日となります。</p> <p>設定期間が、1年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>利用権の設定面積は、田が9万4,626㎡、畑が18万6,935㎡、樹園地が3万1,984㎡で、合計しますと31万3,545㎡となり、うち更新分は3万765㎡となっております。</p> <p>利用権の設定をする者の数が85名で、利用権の設定を受けようとする者の数が36名であります。</p> <p>利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書68頁の総括表でご説明申し上げます。</p> <p>公告日は平成28年7月29日で、始期が平成28年8月1日であります。設定期間は1年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が1万3,237㎡、畑が989㎡で、樹園地が4,970㎡です。合計しますと1万9,196㎡となっております。</p> <p>利用権の転貸をする者は公益財団法人志布志市農業公社の1名、利用権の転貸を受けようとする者は7名であります。</p> <p>詳細につきましては、69頁以降の明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第63号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。</p> <p>ご審議方よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。</p> <p>まず、31ページ、番号1番から35ページ、番号13番までを審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
議長	山下	
会場	委員	(なし)
議長	山下	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(異議なし)

議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、36 ページ、番号 14 番を 審議いたします。</p> <p>番号 14 番から、37 ページ、番号 18 番までは、長岡委員に 関係がござ いますので、農業委員会等に関する 法律第 31 条の規定により、長岡委員 には、ここで、退席をお願い いたします。</p> <p>(長岡委員 退席)</p>
議長	山下	<p>それでは、36 ページ 番号 14 番から、37 ページ、番号 18 番までにつき まして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りします。 これを認めるこ とに ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。ここで長岡委員の入室を許可します。</p> <p>(長岡委員 入室)</p>
議長	山下	<p>次に、37 ページ、番号 19 番から 67 ページ、番号 91 番までと、30 ペー ジの総括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。</p> <p>69 ページ、番号 1 番から、71 ページ、番号 7 番までと、68 ページの総 括表を審議いたします。</p> <p>これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(なし)
議長	山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めること にご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(異議なし)
議長	山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって日程第 10、議案第 63 号、農用地利用集積計画決定については、</p>

<p>事務局次長 桑迫</p>	<p>原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11、議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。</p> <p>事務局で説明いたします。</p> <p>はい議長。</p> <p>それでは、議案第64号の「農業経営基盤 強化促進法」に基づく あっせん委員の指名について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は73ページとなっています。</p> <p>番号11番の申出者〇〇さんは、広島県安芸郡熊野町にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、志布志町帖字孫野4861番 1 畑800㎡ です。</p> <p>土地の場所は、大原から横尾下へ通じる市道「昭和・弓馬ヶ尾線」の川畑興業倉庫前の交差点から横尾下方向へ650mほど進んだところから右に200mほど入った右側にあります。</p> <p>畑は、現在甘藷が作付けされています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、橋口委員と小園委員でご提案いたします。</p> <p>次に、番号12番の申出者〇〇さんは、松山町泰野にお住いの方で、売買の申出でございます。</p> <p>土地は、松山町泰野字堀ノ内3315番 1 畑2,285㎡ です。</p> <p>土地の場所は、県道塗木・大隅線の泰野郵便局前から志布志の方へ1.2 kmほど進み、右へ20メートルほど行ったところにあります。</p> <p>畑は、現在400㎡ほど甘藷が作付けされている外は、何も耕作されていませんが、耕運がされています。</p> <p>あっせん委員の指名につきましては、白坂委員と福岡委員でご提案いたします。</p>
<p>議長 山下</p>	<p>以上で説明を終わります。ご審議方 よろしく お願いいたします。</p> <p>ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。</p>
<p>会場 委員</p>	<p>(なし)</p>
<p>議長 山下</p>	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>

会場 委員
議長 山下

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、日程第 11、議案第 64 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。

指名された委員の方々は、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第 12、議案第 65 号、非農地認定基準の改正についてを議題といたします。

事務局で説明いたします。

事務局長 福岡

はい、議長。

それでは、日程第 12、議案第 65 号、非農地 認定基準の 改正について、ご説明申し上げます。

当市の 非農地 認定基準につきましては、平成 18 年の合併時に作成されてから、27 年 2 月に一部改正を行ない運用しているところですが、改正農地法に基づく、遊休農地に関する措置を実施していく上で、国の示しております、遊休農地の課税強化措置の対象となる農地の判断や、遊休農地解消に向けた、速やかな判断を行なう上で、支障がないよう、関係要領と整合性を図るため、志布志市非農地認定基準の改正を行なうものでございます。

議案書、75 ページでございますが、改正しようとする部分を赤色で、修正、加筆しております。

まず、番号 3 のところで、「農地法施行後でも、例外として非農地として 20 年経過しているもの」の後ろに「等」を追加するものでございます。次に、番号 4 の、「非農地証明願ひの提出期限は、毎月 10 日」と記載されているところを「月末」とする。に改正するものでございます。

次に、番号 8 の、非農地の認定基準の表の中ですが、②の山林のところで、朱書きの、「20 年以上あっても伐採されて、切株だけの場合は認めない。」を削除するものでございます。ここを削除いたしますが、切株だけの場合は、下の④に原野の区分がありますので、ここを適用して、現状地目に沿って、判断することとなります。

④の原野ですが、これまでは、雑種地等となっておりますが、これまでの認定基準でいう雑種地と、法務局等でいう雑種地との見解に、相違があり、非農地証明等の交付で、事務処理に不都合が生じておりましたので、

本来の地目である、原野に修正するものでございます。

⑤のその他ですが、「農地として復元の可能性がないと調査委員が判断したもの」を新たに設け、備考欄に「農地として利用できないこと」を追加するものでございます。

改正の必要性についてですが、これから、28年度の、利用状況調査をしていくわけですが、調査をしまして、その結果、再生可能な農地と再生困難な農地に仕分けられていくこととなります。

まず、再生可能な農地につきましては、農地の所有者に意向調査を実施して、耕作するか、担い手に貸し付けるか等を誘導していくこととなりますが、どうしても前向きな方向に感じていただけない場合は、農地中間管理機構への協議を勧告する必要が生じてしまい、また、課税強化の対象となることとなります。

次に、再生困難な農地の扱いですが、再生困難な農地は、非農地に該当するか否かの検討をして、速やかな非農地判断を行なう必要があります。

例えば、人里に接した小山等、また、イノシシ等の被害でどうすることもできない荒廃地、また、一時的に復元できたとしても、区画等が悪く、大型機械もはいらず、担い手が継続して作付けしないと判断される農地への対応ということで、農地性がなく、復元も困難で、非農地としたいが基準がないため、どうすることもできない事例に対して、速やかな非農地判断ができるよう、改正するものでございます。

それから、今年度の、遊休農地調査は、調査で見落としがあると、勧告や、課税の強化へとつながる、大事な調査となっていることから、判断に困ることがないように改正するものでございます。

なお、この新しい基準につきましては、本日からの運用ということでご提案申し上げます。ご審議方 よろしく お願いいたします。

議長 山下

ただいま説明がございましたが、これにつきましてなにかご意見ございませんか。

委員 中之内

非農地として20年以上経過しているものに、等とありますが、この等の範囲を教えてください。

事務局長 福岡

下の非農地認定基準のところ、⑤のその他というのがありますが、農地として復元の可能性がないと調査委員が判断したものということになります。これは、これまでの雑種地も含まれますが、通路とか法面とか、

	<p>こうしたどうにもできない農地復元困難なものが⑤のその他にはあります。</p>
委員 小園	<p>非農地調査は、現在 3 人で回っているわけですが、今回は、何人で回る ことになりますか。</p>
事務局長 福岡	<p>この後、利用状況調査の説明会も予定しておりますが、原則、複数人で 回って判断ということで、複数以上で見てもらって判断してもらい、総会 で決定してもらうことにおります。</p>
委員 坪山	<p>これとは、関係ないかも知れませんが、非農地通知を送付する人につい て、関係機関には、お知らせするのでしょうか。</p>
事務局長 福岡	<p>はい。対象者について、農政機関等とは連携をとっております。</p>
議長 山下	<p>ほかにございせんか。</p>
会場 委員	<p>(なし)</p>
議長 山下	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定するこ とにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	<p>(異議なし)</p>
議長 山下	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 12、議案第 65 号、非農地認定基準の改正については、 原案どおり承認されました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦労様でした。</p>